

# 平成29年度 先駆的プログラム

(国と地方とのコラボレーションによる先駆的プログラム)  
(地方消費者行政推進交付金)

30億円の内数  
(29年度予算)

消費者の安全・安心の確保に向け、消費者問題に関する先駆的なテーマを国から提案、問題意識を共有した上で、地方公共団体の自主性・独自性を確保しつつ、地方の現場での実証実験等を実施、その成果を全国的に波及・展開

## 先駆的プログラムの運用(基本的考え方)

- ・国から提案する政策テーマを踏まえ、地方公共団体独自の企画により先駆的事業を実施
- ・地方の財政負担に関する交付金の通常ルール(2分の1以上)の対象外
- ・事業終了後、事業の成果・課題等をまとめた報告書を提出、消費者庁が取りまとめ・公表し、全国的な波及・展開を目指す

## (参考)平成28年度 先駆的プログラム

- I. 消費者の安全・安心確保を目的とする見守り活動の促進
- II. 消費者教育の推進
- III. 消費者被害回復制度の運用に向けた活動の支援
- IV. 消費者問題の多様化、消費生活のグローバル化、及び障害者の消費者被害防止に対応するための相談体制の整備
- V. 地域での事業者等のコンプライアンス強化に向けた取組の促進

## 国から提案する政策テーマ

### I. 消費者の安全・安心確保を目的とする見守り活動の促進(地域ネットワーク構築等)

- 改正消費者安全法の施行を踏まえ、地方公共団体と地域の多様な主体が連携し、高齢者等の消費者被害の未然防止、早期発見及び拡大防止を図るための事業を実施
- ・見守り等の活動を行う地域ネットワークを構築するモデル的な事業
- ・高齢者等をはじめとした地域における見守りの担い手を育成する事業
- ・高齢者・障害者の消費者被害防止のための見守り活動(通話録音装置等)

### II. 消費者教育の推進(地域における多様な担い手の連携・協働、風評被害の防止等)

- 多様な主体間の連携・協働や体系立った消費者教育の展開等を促進し、地方の消費者教育を推進
- ・消費生活センターの消費者教育の拠点化及びコーディネーターの人材確保・育成等に関する取組
- ・事業者等による消費者教育の取組
- ・多様な担い手の参画を促す消費者教育プロジェクトの実施
- ・消費者市民社会概念を普及に関する取組
- ・消費生活に関連する教育の実施
- ・若年者等に対する消費者教育の推進
- ・食品の安全に関する知識・理解促進事業
- ・地域における子どもの事故防止に向けた分析等の取組 等

### III. 消費者被害回復制度の運用に向けた活動の支援

- 消費者団体訴訟制度(被害回復)の担い手となる特定適格消費者団体設立に向け、消費者団体、適格消費者団体に対する支援を実施
- ・制度周知事業として、シンポジウム開催や電話相談
- ・担い手育成として、適格消費者団体・特定適格消費者団体の立ち上げに対する活動支援

### IV. 消費者問題の多様化、消費生活のグローバル化、及び障害者の消費者被害防止に対応するための相談体制の整備

- 消費者ホットラインの3桁化(188)等に伴い増加が見込まれる消費生活相談への対応や、平成32(2020)年のオリンピック・パラリンピック東京大会に向けて増加が見込まれる訪日・在日外国人への消費者被害防止のための対応、相談件数が増加している障害者への相談体制の整備を実施
- ・土日祝日における消費生活相談体制の整備を実施
- ・訪日・在日外国人の消費者被害防止のための相談体制の整備を実施
- ・障害者の消費者被害防止のための相談体制の整備を実施

### V. 地域での事業者等のコンプライアンス強化に向けた取組の促進(地域における公益通報者制度の推進)

- 公益通報者保護制度の推進
- ・事業者・市町村の公益通報者保護制度の周知・啓発、公益通報窓口の整備